

特別養護老人ホームシーサイドホーム桂浜 運 営 規 程

第1条 社会福祉法人C I J 福祉会が開設する介護老人福祉施設が実施する介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者に対し、適正な入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 介護老人福祉施設の職員は、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、誠意、温情、連帯を旨とし、入所者が個人として十分に尊重され、心身の健康の保持と、生きがいを持って安らかな生活をおくることができるよう処遇に努め、健全な環境のもとで、入所者の立場に立った適切な介護を期する。

2 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 施設は、介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 介護老人福祉施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームシーサイドホーム桂浜 (以下「事業所」という。)
- (2) 所在地 高知県高知市長浜6598番地4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事務員 1人以上
事務員は、事業所の庶務及び会計事務をとる。
- (3) 医 師 1人以上 (嘱託)
医師は、入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (4) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、入所者の生活相談を行い、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言指導その他の援助を行う。
- (5) 介護、看護職員 20人以上

ア 介護職員 18人以上

介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

イ 看護職員 2人以上

看護職員は、入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(6) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入所者の介護支援に関する業務を行う。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

管理栄養士又は栄養士は、食事の提供にあたり、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮した献立を作成する。また、調理員に所要の指示を行う。

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(8) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、入所者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(9) 歯科医師等（口腔衛生の管理） 1名以上（嘱託）

歯科については、入所者が入所時に必ず歯科医師の診察を受けるものとし、その診察結果に基づき、口腔機能維持のために歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に必要な口腔ケアを実施するものとする。

（施設職員の服務等）

第6条 施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

（1）入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

（2）常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。

（3）お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

2 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（1）採用時研修 採用後1年以内

3 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 職員は、適切な介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場に

において行われるハラスメントに該当する又はその恐れがある行為もしくは優越的な関係を背景とした言動を行ってはならない。

- 6 施設は、老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(入所生活介護の内容)

第7条 介護老人福祉施設入所者の介護に当たっては、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者の心身機能の維持、向上が図れるよう努め、適切な介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護福祉施設サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に付された割合に基く額とする。

- 2 介護保険給付対象外サービスの利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 食費 日額 1,545円

(2) 居住費 日額 915円

(3) 前各号に規定する食費及び居住費について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている入所者については、認定証に付された額とする。

(4) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

- 3 前項に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(入所者の定員)

第9条 入所者の定員は、50人とする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 施設内の秩序を守り、相互の親愛に努めること。

- 2 貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。

- 3 管理者が定めた場所以外で喫煙・飲酒を行ってはならない。

- 4 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み飲食しないこと。

- 5 他人に迷惑になるような粗暴な言動やハラスメントに該当する又はその恐れがある行為をしないこと。

- 6 面会時間は、午前8時30分から午後7時までとする。

- 7 その他、管理者が定めたこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医（協力機関）へ連絡を行うなど、必要な措置を講じる。

(感染症対策)

第12条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、担当委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための担当委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故防止のマニュアルを定め、事故の発生、再発防止するためのリスク・マネジメント委員会を設置する。

- 2 前項に定めるリスク・マネジメント委員会の委員は、施設長、副施設長、生活相談員、計画作成担当介護支援専門員及び担当者で構成する。
- 3 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、速やかに高知市、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 4 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備するとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 5 前各号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を配置する。
 - (1) 担当者は、事故発生の防止のための研修会を定期的実施する。
- 6 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第14条 施設は、入所者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生、再発防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を作成し、整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修会を実施する
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する
- (5) 施設は、入所者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に

必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、直ちに防止策を講じ高知市へ報告するものとする

(6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

2 職員は、入所者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 入所者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや入所者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入所者を無視すること。

(身体的拘束等)

第15条 施設は、入所者の身体的拘束は行わない。万一、入所者又は他の入所者、職員等の生命又は身体を保護するため、一時的及び緊急やむを得ない場合並びに他に方法がない場合には、家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

(褥瘡対策等)

第16条 施設は、入所者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には、各部署の責任者を当てる。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ア 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年1回以上
 - イ 入所者を含めた総合訓練……………年1回以上
 - ウ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 施設は、第6号に規定する訓練の実地に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(その他運営に関する留意事項)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人C I J福祉社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。
- 2 平成24年11月12日 一部改正施行
- 3 平成27年 4月 1日 一部改正施行
- 4 平成27年 8月 1日 一部改正施行
- 5 令和 元年10月 1日 一部改正施行
- 6 令和 3年 6月 1日 一部改正施行
- 7 令和 5年12月 1日 一部改正変更
- 8 令和 6年 4月 1日 一部改正変更
- 9 令和 8年 8月 1日 一部改正変更